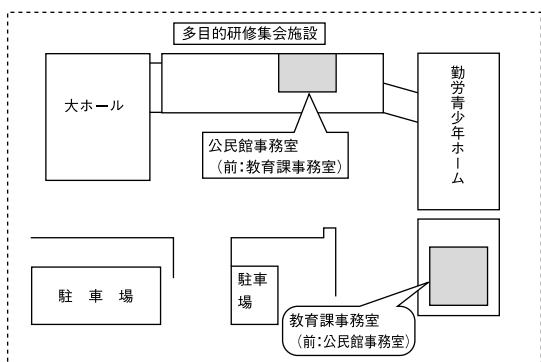


## 教育課・生涯学習課 (公民館)

### 事務所移転について



四月一日より、教育課と生涯学習課(公民館)の事務所が移転しました。これは、行財政改革の中でも、施設を効率的に管理するため行つたものです。

移転先は、生涯学習課(公民館)が、多目的研修集会施設に、教育課(教育委員会)が公民館にそれぞれ移転しました。

なお、担当する事務の内容・電話番号・多目的研修集会施設の利用申込の方法などについては、変更ありません。

#### ◆問い合わせ

教育課(教育委員会)  
☎ 71-116780

生涯学習課(公民館)  
☎ 71-111115

## 平成十七年 歌会始について

宮内庁より、平成十七年歌会始のお題と詠進要領等について、次のとおり発表がありました。

#### 一 歌会始のお題

「歩み」

※「歩」の文字を使用して「れば」「歩道」や「歩む」などでも差し支えあります。

#### 二 詠進要領

「歩み」

①詠進歌は、お題を読み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

②書式は、半紙を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号・住所・電話番号・氏名(本名・ふりがなつき)、生年月日、及び職業を縦書きで書いてください。

③用紙は半紙とし、毛筆で自書してください。

④病気又は身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は、左記によることができます。ア代筆(墨書き)による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

イ本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合は、機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

ウ視覚障害の方は、点字で詠進歌しても差し支えありません。

三 詠進の期間

平成十六年九月三十日まで

四 あて先  
〒100-1811

宮内庁(封筒上「詠進歌」と記入して貰いたれど。)

五 その他  
詳しく述べ因由出ホーベページ  
<http://www.kunkacho.go.jp/12/d12-03.html>

もたらさ小野町役場総務課総務係

(☎ 71-1111-11)まで、お問い合わせ下さい。

d12-03.html

もたらさ小野町役場総務課総務係

(☎ 71-1111-11)まで、お問い合わせ下さい。

③農産物を事業消費(米などの農産物の現物による小作料の支払)など)したときの記録

④肥料、農薬、諸材料などの経費にかかる記録と請求書や領収書(いなど)したときの記録

⑤年末において在庫(未販売・未使用)となつている農産物、肥料、農薬、諸材料などの記録

⑥農地などの固定資産税も控除の対象となりますので、四月に発送した「固定資産課税明細書」も大切に保管して貰いたれど。

⑦農業所得の計算も他の事業者と同じように、実際の収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」で行つゝとが原則となつてします。

「収支計算」には、出荷伝票や領収書が必ず必要になります。実際購入したものがあつても領収書がないと「経費」としてみることができません。

今年一月一日から出荷した農産物の伝票や、購入物の領収書があるかどうか確認して下さい。これらのもつものについては、なくさない方が大切に保管し、来年の確定申告に備えてください。

「収支計算」による申告の際は次出荷伝票や請求書及び領収書のものが必要となりますので、記録・保存をお願いいたします。

①農産物を販売したときの記録

②農産物の家事消費(自宅での消費費や兄弟親戚などへの贈答など)

変更後 平成十六年六月一日(火)  
午前十時~午後三時

## 五月丹間は児童福祉丹間です

五月丹間は児童福祉丹間です

「丹間の予育て支援」

福島県では毎年五月を「児童福祉月間」と定め、県民の皆さまに先に健康力レンダード周知しまして人権相談所の開設日と変更がありましたが、お知らせいたします。

変更前 平成十六年六月十日(木)

午前十時~午後三時

### し尿汲み取りの申込みはお早めに

#### し尿汲み取り日程表

毎月の予定日	汲み取り地域
1~4日	品ノ木・櫻木内・浮金・上羽出庭・和名田・塩庭二区
5~9日	仲町・本町・七生根・殿町・館廻・宿ノ後 反町・団子田・前久保・横町・荒町
10~14日	小野赤沼・皮籠石・中通・門番・光明院・小野山神
15~19日	菖蒲谷 夏井(桶口・川除・太子堂・町屋・都沢・午天王)
20~24日	寺下・谷津作(南作・松葉) 夏井(石ノ平・浮内・高屋敷・原・橋本)・湯沢
25~31日	谷津作(前ノ内・高山・峰ヶ崎・馬場・鬼石)平館・ 南田原井・塩庭一区・雁股田・飯豊・小戸神・吉野辺

予定日の1週間前までに予約しない場合、翌月になることがあります。